

令和3年4月から使用できる タクシー利用券の申請を受け付けます

タクシー利用券制度については現在見直しを検討しているところですが、令和3年度は現行の制度のまま実施します。タクシー利用券の利用には申請書の提出が必要です。

※このページを切り取って申請書として使用できます。

利用を希望する人は、太枠の中を記入し、令和3年2月末日までに下記の窓口へ提出又は郵送で申請してください。（期限を過ぎても申請できますが、4月までに届かないことがあります。）
 (安中地域) 〒379-0192 安中市安中1-23-13 介護高齢課 高齢者対策係
 (松井田地域) 〒379-0292 安中市松井田町新堀245 住民福祉課 健康介護係
 (両地域) お近くの公民館・生涯学習センター

安中市長 様

令和 年 月 日

申請者	住 所	
	氏 名	(印)
	電話番号	— —

安中市タクシー利用券交付申請書

タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

利用者について（太枠の中のみ記入してください。）

※申請者と同じ場合は「申請者と同じ」に○をしてください。

利 用 者 目 (1)	申請者と同じ（申請者と同じ場合は、住所及び氏名の記入を省略できます。）		
	住 所	安中市	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	
	免 許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし（免許証を返納した者を含みます。）	
区分	番号		交付日

2人目の利用者について（ご家族が同時に申請する場合は記入してください。）

利 用 者 目 (2)	住 所	安中市	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	
	免 許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし（免許証を返納した者を含みます。）	
	区分	番号	

3. 確認事項

タクシー利用券の交付を受けた人が、これを利用することができなくなった場合には、残ったタクシー券を市に返却してください。また、タクシー利用券を不正に使用した場合は、タクシー券を返却していただきます。

窓口での交付を希望する場合には、交付時に本人確認書類の提示が必要になります。